

別紙

地方就職支援金の交付申請に当たっての誓約事項

- 1 移住、就業等の状況に関する報告及び現地調査等について、弘前市長から求められた場合には、それに応じるとともに、弘前市長から指示があった場合は、それに従います。
- 2 地方就職支援金の交付を受けた後に次の各号に該当することとなった場合は、令和8年度弘前市東京圏学生地方就職支援金交付要綱に基づき、それぞれに定める地方就職支援金の額を返還します。
 - (1) 虚偽の申請等であることが判明した場合：**全額**
 - (2) 都内大学等の在学中に交通費相当の地方就職支援金を申請して交付決定を受けた場合で、申請日から1年以内に対象企業等に就業をしなかったとき：**全額**
 - (3) 都内大学等の在学中に交通費相当の地方就職支援金を申請して交付決定を受けた場合で、申請日から1年以内に弘前市に移住しなかったとき（申請日時点において弘前市内に住所を有する場合を除く。）：**全額**
 - (4) 就業開始日から1年以内に地方就職支援金の交付に係る就業先を退職し、又は解雇された場合（退職し、又は解雇された日から3か月以内に他の対象企業等に就業をした場合を除く。）：**全額**
 - (5) 移住日、地方就職支援金の交付に係る企業等における就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年以内（令和7年度に弘前市に移住した者においては3年に満たない間）に弘前市外に転出した場合：**全額**
 - (6) 令和7年度に弘前市に移住した場合で、移住日、地方就職支援金の交付に係る企業等における就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内の期間に弘前市外に転出したとき：**半額**
 - (7) 移住、就業等の状況に関する報告の求め若しくは現地調査等に基づく指示に従わない場合又は法令若しくは令和8年度弘前市東京圏学生地方就職支援金交付要綱の規定に違反した場合：**市長が定める額**

あおもり移住支援事業に係る個人情報の取扱い

青森県及び弘前市は、移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法令等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、弘前市は、当該個人情報について、地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、申請年度以降も、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。